

岡山県公報		発行 岡山県	
		目次	
目次		担当課（室）	
○ 児童手当法施行細則の一部を改正する規則		人事課	
○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則		税務課	
【規則】 （以上県例規集登載）			
○ 指定納付受託者の指定の変更		デジタル推進課	
〃			
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定		環境管理課	
○ 保安林の解除予定		治山課	
○ 漁業災害補償法の規定による同意の成立		水産課	
【公告】			
○ 一般競争入札の実施		デジタル推進課	
○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧		耕地課	
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		建築指導課	
〃			
○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了			
〃			

◎岡山県規則第四十号

児童手当法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

児童手当法施行細則の一部を改正する規則

児童手当法施行細則（昭和四十六年岡山県規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「施行規則」という。」を削る。

第二条中「、六月及び十月」を「、四月、六月、八月、十月及び十二月」に改める。
第四条及び別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和六年十月一日から施行する。

◎岡山県規則第四十一号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の表三の項中「第六条の二の三」を「第六条の二の四」に改める。

附 則

この規則は、令和七年一月一日から施行する。

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

◎岡山県告示第四百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定（岡山県告示第四百二十九号）の一部を次のとおり変更する。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 変更の内容

指定納付受託者が取り扱う歳入の種類

（変更前）

次の施設において電子マネー及びコード決済を利用して納付する次の歳入

施設名	歳入の種類
岡山県立美術館	使用料及び手数料
岡山県立博物館	使用料及び手数料
岡山県立岡山朝日高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山城東高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山操山高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山工業高等学校	使用料及び手数料
岡山県立鳥城高等学校	使用料及び手数料
岡山県立高松農業高等学校	使用料、手数料及び物品売払代金

（変更後）

キャッシュレス決済端末を設置した県立の施設及び県立学校において電子マネー及びコード決済を利用して納付する使用料、手数料及び物品売払代金

二 変更の年月日

令和六年十月一日

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

◎岡山県告示第四百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定納付受託者の指定（岡山県告示第四百三十号）の一部を次のとおり変更する。
令和六年九月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 変更の内容
指定納付受託者が取り扱う歳入の種類
（変更前）
次の施設においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する次の歳入

施設名	歳入の種類
岡山県立美術館	使用料及び手数料
岡山県立博物館	使用料及び手数料
岡山県立岡山朝日高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山城東高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山操山高等学校	使用料及び手数料
岡山県立岡山工業高等学校	使用料及び手数料
岡山県立鳥城高等学校	使用料及び手数料
岡山県立高松農業高等学校	使用料、手数料及び物品売払代金

（変更後）
キャッシュレス決済端末を設置した県立の施設及び県立学校においてクレジットカード及び電子マネーを利用して納付する使用料、手数料及び物品売払代金
二 変更の年月日
令和六年十月一日

◎岡山県告示第四百十九号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により同項に規定する区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）として次のとおり指定する。

なお、形質変更時要届出区域の台帳は、岡山県環境文化庁環境管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 形質変更時要届出区域として指定する区域

美作市中山字奥大影六七四番七の一部、同字丸山六七三番二の一部

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）

第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第五十八条第五項第十号から第十三号までの該当の有無

規則第五十八条第五項第十号に該当

四 備考

1 指定する形質変更時要届出区域の詳細は、省略し、当該形質変更時要届出区域の台帳の縦覧をもってこれに代える。

2 一に掲げる区域は、令和六年九月六日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。

◎岡山県告示第四百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

総社市美袋字城山九四七の六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岡山県庁及び総社市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第四百二十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）第二百二十五条の六第三項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の区域に係る区域内特定養殖業者の同意は、同法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

（加入区の名称）

（区 域）

牛窓町のり特定加入区

牛窓町漁業協同組合の地区

朝日のり特定加入区

朝日漁業協同組合の地区

九幡・たまののり特定加入区

九幡漁業協同組合の地区及びたまの漁業協同組合の地区

小串のり特定加入区

小串漁業協同組合の地区

胸上のり特定加入区

胸上漁業協同組合の地区

下津井のり特定加入区

第一田之浦吹上漁業協同組合、本田之浦吹上漁業協同組合、第一下津井漁業協同組合、下津井漁業協同組合及び下西漁業協同組合の地区

黒崎連島のり特定加入区

黒崎連島漁業協同組合の地区

笠岡市のり特定加入区

笠岡市漁業協同組合の地区及び大島美の浜漁業協同組合のうち旧笠岡市大島漁業協同組合の地区

「五〇〇」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊 原 木 隆 大

1 調達内容

(1) 調達件名

岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務 1 式

(2) 調達の内容等

入札説明書及び岡山県出先事務所等ネットワーク回線サービス提供業務仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 契約期間

令和7年1月1日から令和9年12月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書等による。

(5) 入札方法

入札金額は、1月当たりの単価(本件役務を3年間提供するものとして算定した回線使用料総額の36分の1に相当する金額)を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 入札書の提出の日までに、令和6年度に県が発注する情報通信サービスの調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和6年岡山県告示第26号(情報通信サービスの調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者であること。

(2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定により総務大臣の登録を受けている電気通信事業者又は同法第16条第1項の規定により総務大臣に届出を行っている電気通信事業者であること。

(3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(6) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けている者でないこと。

(7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなさ

れている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2 (1) の資格を有しないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班

電話 086－226－7265（直通）

(2) 入札参加資格審査申請書の提出期限

令和6年9月25日（水） 正午

4 入札手続等

(1) 入札説明書等の交付の場所、問い合わせ先及び契約条項を示す場所

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県総務部デジタル推進課システム管理班

電話 086－226－7266（直通）

電子メールアドレス digital@pref.okayama.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和6年9月17日（火）から同年10月16日（水）まで（県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日）をいう。以下同じ。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付方法

(1) の場所で交付する。また、入札説明書は岡山県総務部デジタル推進課のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) から入手することもできる。

ウ その他

入札説明書等の交付時に機密保持誓約書を提出すること。また、落札者以外の者は、開札後、機密保持誓約書に基づき、速やかに入札説明書等を返却すること。

(3) 入札説明会

開催しない。

(4) 入札参加申出手続

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書を提出しなければならない。

ア 提出期間

令和6年9月17日（火）から同年10月16日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所

(1) の場所に同じ。

ウ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は信書便によるものに限る。5 (2) において同じ。）

5 入札

(1) 開札の日時及び場所

令和6年10月29日（火） 午前10時30分

〒700－8570 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号

岡山県庁地下 1 階出納局用度課入札室

(2) 入札書の提出方法
次のいずれかの方法によること。

ア 持参

契約を締結する権限を有している者（以下「本人」という。）又は代理人が(1)の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、本人からの委任状を持参し、入札前に提出すること。

イ 郵送等

本人が作成した入札書を封印をして、4(1)の場所を宛先とした配達証明付きの郵便（封筒を二重とし、外側の封筒に「入札書在中」と朱書きし、内側の封筒に1(1)の件名及び(1)の日時を記載したものに限る。）をもって令和6年10月16日（水）の午後5時までに到着するよう郵送等により提出すること。

6 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。

(2) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

8 その他

(1) 入札者に要求される事項

4(4)の一般競争入札参加申出書を提出した者は、令和6年10月29日（火）までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(2) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。

9 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be serviced :

Service of network line for branch office of Okayama Prefectural Government : 1 set

(2) Service period

From 1 January, 2025 through 31 December, 2027

(3) Time limit of tender :

10 : 30 A.M. 29 October, 2024

(4) Contact point for the notice :

Digital promotion division, Department of General Affairs, Okayama Prefectural Government

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,
Japan

TEL : 086-226-7266

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

〔五〇一〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和6年9月17日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 申請者

高崎土地改良区

二 地区名

宮下東沖新開水路2（非補助土地改良（かんがい排水）事業）

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

令和6年9月17日から同年10月8日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔五〇二〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町益坂字長谷二番一、三番一、字松立四番、五番、六番一、一一番一、一二番二、一三番二、一四番四、一四番五、一五番、一六番一、一六番三、一七番、十八番、一九番三、二〇番三、五番地先から一六番一地先まで道、二番一地先から三番一地先まで水

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町占見三二番地

神免紙器株式会社

代表取締役 中務 浩明

三 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二十五日岡山県指令建指第四〇号

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

〔五〇三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市岡谷字池ノ内七二七番一、七二七番九、七二七番一〇

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山八〇番地エスペランザB二〇二

安原 真樹

安原 尚美

三 許可年月日及び許可番号

令和六年六月二十八日岡山県指令建指第一四七号

令和6年9月17日 岡山県公報 第12635号

〔五〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年九月十七日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

浅口市鴨方町益坂字長谷二番一、三番一、字松立四番、五番、六番一、一一番一、一二番二、一三番二、一四番四、一四番五、一五番、一六番一、一六番三、一七番、十八番、一九番三、二〇番三、五番地先から一六番一地先まで道、二番一地先から三番一地先まで水

二 公共施設の種類

道路、水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

浅口市金光町占見三二番地

神免紙器株式会社

代表取締役 中務 浩明

五 許可年月日及び許可番号

令和六年四月二十五日岡山県指令建指第四〇号